

## 困難な状況にある子ども達への学習支援助成金交付規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中辻創智社（以下「当財団」という。）定款第4条第1項第3号に定める助成の対象になる団体に交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の交付対象)

第2条 この規程に基づく助成金の交付対象は、次に掲げる団体とする。

- (1) 大阪府、京都府、滋賀県下の子ども食堂もしくは子どもの居場所で、子ども達の学習支援実施を計画している団体。

### (申請団体の募集及び資格)

第3条 困難な状況にある子ども達への学習支援助成金の交付希望団体（以下「申請団体」という。）の募集方法は、公募とする。

- 2 団体の法人格は問わないが、会則もしくは定款の提出を要する。
- 3 同一団体の採択は最大3回までとする。
- 4 当財団の理事、監事、評議員及び選考委員の者並びにその三親等内の親族である者が重要な役割を務める団体は募集対象としない。
- 5 募集に関する具体的な事項は、理事会において決定する。

### (申請及び申請期間)

第4条 申請団体は、所定の申請書を当財団に提出しなければならない。

- 2 毎年10月1日から12月上旬に申請を受け付ける。
- 3 申請に関する具体的な事項は、理事会において決定する。

### (助成の額と件数)

第5条 助成の額は1件あたり50万円、もしくは50万円を上限とする任意の額とし、助成総額は理事会において決定する。

- 2 毎年度の助成件数は、助成総額をふまえて理事会において決定する。

### (助成の対象となる経費)

第6条 助成の対象となる経費は、子ども食堂および子どもの居場所を運営するにあたり通常必要とされる費用とする。

- 2 助成金の50%以上を学習支援のための人件費（大学生や大学院生などの若い世代）に充てることを要する。

#### (助成金交付手続)

- 第7条 当財団の事務局長は、受け付けた申請書とその申請書に基づき作成した選考資料を、代表理事の承認を得て、人材育成選考委員会に送るものとする。
- 2 人材育成選考委員会は、第2条の助成金の交付対象となる者を選考し、その結果を代表理事に報告するものとする。
- 3 理事会は、人材育成選考委員会の選考結果に基づき、助成対象団体を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。
- 4 理事会で決定された事項に基づき、事務局長は、各申請団体に決定事項と金額を内示するものとする。
- 5 助成金は、全額をもって申請者に交付する。

#### (助成金の決定通知)

- 第8条 前条により決定された助成金の決定通知は、申請団体に対し書面により通知する。

#### (助成期間)

- 第9条 交付を受けた助成金の執行期間は、助成決定後から当該年の12月31日までとする。

#### (実施計画の変更)

- 第10条 助成金の交付の決定を受けたのち、実施計画に関し、重要な変更をしようとするときは、あらかじめ当財団の理事会の承認を受けなければならない。

#### (整理保管)

- 第11条 助成金は、交付対象団体での経理を原則とし、関係者個人の口座へは入金しないものとする。
- 2 助成金の交付を受けた団体は、領収書および受領書、請求書の関係書類を整理保管しなければならない。

#### (収支報告)

- 第12条 助成金の交付を受けた団体は、助成期間終了後2ヶ月以内に、収支について当財団に報告しなければならない。
- 2 再三の報告提出要請に応じない場合、採択取り消し及び助成金の返還請求を行うことがある。

#### (監査)

第13条 代表理事は、必要があると認めたときは、助成金の交付を受けた団体に対し、経理並びに実施事項につき報告を求め、または経理並びに実施内容につき監査することができる。

(実績の報告)

第14条 助成金の交付を受けた団体は、助成期間終了後2ヶ月以内に、実績報告を当財團に提出しなければならない。

2 再三の報告書提出要請に応じない場合、採択取り消し及び助成金の返還請求を行うことがある。

(助成金交付対象者の公表)

第15条 当財團は、助成金の交付対象団体を公表するものとする。

(助成金の決定の取消、中止、および返還)

第16条 助成金の交付を決定された団体が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、当財團は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 助成金の故意の不適切な使用があったとき。
- (2) 対象団体が閉鎖したとき。
- (3) 報告書の提出要請に応じないとき。
- (4) その他、この規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において別に定めることができる。

附 則

この規程は令和3年12月3日より施行する。(令和3年12月3日理事会決議)

附 則

この規程は令和4年10月10日より施行する。(令和4年10月10日理事会決議)

附 則

この規程は令和 4 年 12 月 5 日より施行する。(令和 4 年 12 月 5 日理事会決議)

#### 附 則

この規程は令和 6 年 1 月 12 日より施行する。(令和 6 年 1 月 12 日理事会決議)

第 18 条に記載する別の定め（別紙）

現在、細則の定めはない。